

# 新入生・保護者のみなさまへ 授業料に関する大切なお知らせです

## 高等学校等就学支援金を御活用ください

### 高等学校等就学支援金制度とは

高校に入学後、認定を受けた生徒の授業料を国が生徒に代わって県に支払う制度です。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。  
認定を受けた場合、授業料(月額9,900円)を納める必要はありません。

### 希望者は申請が必要です

高校に入学した年の4月に申請等を行えば、授業料を納める必要があります。  
年度途中で申請をした場合、原則申請をした月から就学支援金が支給され、さかのぼって認定を受けることはできませんので、必ず4月中に申請してください。

### 所得要件があります

就学支援金は、保護者の算定基準額(※1)を合算した額が304,200円未満(年収目安約910万円※2)の場合、認定を受けることができます。

※1 算定基準額…市町村民税の課税所得額(課税標準額)×6%－市町村民税の調整控除の額

※2 年収目安…両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安

### 税の申告をしなければ申請できません

審査には、市町村民税の課税所得額(課税標準額)と市町村民税の調整控除の額の確認が必要です。税の申告をしていない場合は認定ができませんので、早急に申告をしてください。

【令和6年度入学の場合】

4月～6月の審査:令和5年度の税額(R4年分所得に係る税の申告が必要)

7月～翌年6月の審査:令和6年度の税額(R5年分所得に係る税の申告が必要)

### 返済は不要です

就学支援金は、返済する必要はありません。

## 裏面のQ & Aもご覧ください！

# Q & A (よくある御質問等)

## 所得要件について教えてください！

前年の世帯年収により判定されます。(夫婦共働きの場合、保護者の収入を合算)

また、年収約 910 万円の基準については、あくまでモデルケースによる目安であり、世帯構成や所得控除等により、実際は人それぞれ異なりますので、自分が該当するかどうか分からない場合は、必ず申請してください。

所得の確認方法は、別紙「市町村民税の課税所得額(課税標準額)及び調整控除の額の確認方法」をご覧ください。

なお、保護者全員の算定基準額を合算した額が 304,200 円以上の場合、授業料を納める必要があります。また、就学支援金の審査の結果、不認定になった場合、4月にさかのぼって授業料を納める必要があります。

## 年収はそんなに高くないのに認定されなかったのはなぜ？

不動産の売却や所得の譲渡等による一時的な収入など、市町村民税の課税対象となる収入は所得判定の対象になります。

そのため、例えば会社からの給与収入が 910 万円以下でも、認定されない場合があります。

## いつお金は振り込まれるの？

この制度は、授業料を国が生徒に代わって県に支払うものであり、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

## 卒業後は返済が必要なの？

高等学校等就学支援金は、返済の必要はありません。

## 現在、離婚協議中で別居しているのですが・・・

離婚協議中やDVにより配偶者と別居しているなど、親権者 2 名の書類の提出が難しい場合は、申請書を記入する前に学校へご相談ください。

## 4月までに申請しないといけないのですか？

原則、申請書を提出した月からの支給になりますので、さかのぼって認定することはできません。

そのため、必ず各学校が定める提出期限までに申請書を提出してください。

ただし、次のいずれかに該当する場合など、さかのぼって認定を受けることができることもありますので、該当する場合は速やかに学校へ連絡してください。

- ① 税務署や市町村役場から更正通知書又は税額変更決定通知書が届いた
- ② 保護者等の長期にわたる入院により、書類提出ができなかった など

○ 申請方法や申請書の記入方法は、一緒にお配りしている「「就学支援金」・「授業料」関係の提出書類(早見表)」と「申請書記入例」をよくお読みください。

○ 就学支援金の認定を受けていない方で、保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合については、前年の課税所得によらずに高等学校等就学支援金を支給できる家計急変支援の対象となる場合があります。該当すると思われる場合は、事務室へご相談ください。